

令和7年5月13日

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領の一部改正について

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領について、下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領新旧対照表別紙のとおり
- 2 施行時期（実施時期）  
令和7年5月13日から施行し、令和7年5月13日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。
- 3 その他  
改正後の取扱要領は那覇港管理組合ホームページに掲載  
「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領(2025.5.13)」

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領新旧対照表

| 新  | 現行   |
|--|--|
| <p>(対象建設工事等)<br/>           第2条 契約の内容に適合した履行を確保するために最低制限価格を設定する工事等は、予定価格が <u>400</u> 万円を超える建設工事及び予定価格が <u>200</u> 万円を超える業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務、土木関係）、地質調査業務（磁気探査含む）、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(最低制限価格の設定)<br/>           第3条 略</p> <p>2 最低制限価格は、那覇港管理組合契約規則第15条に基づき、予定価格に次の各号により算出した額とする。また、最低制限価格の <u>1000分の5</u> の範囲内で加えることができるものとする。</p> <p>(1) 建設工事の場合<br/>           予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。<br/>           なお、算出に当たっては別表第1から第4に留意するものとする。<br/>           ア 直接工事費の額<br/>           イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額<br/>           ウ 現場管理費の額に10分の<u>9</u>を乗じて得た額<br/>           エ 一般管理費等の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 業務委託の場合<br/>           予定価格に次のアからキに示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p> <p>イ 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額</li> </ol> <p>エ 地質調査業務（磁気探査業務を含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 直接調査費の額</li> <li>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額</li> </ol> <p><u>附則</u><br/>           この要領は、令和7年5月13日から施行し、令和7年5月13日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。</p> | <p>(対象建設工事等)<br/>           第2条 契約の内容に適合した履行を確保するために最低制限価格を設定する工事等は、予定価格が <u>250</u> 万円を超える建設工事及び予定価格が <u>100</u> 万円を超える業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務、土木関係）、地質調査業務（磁気探査含む）、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(最低制限価格の設定)<br/>           第3条 略</p> <p>2 最低制限価格は、那覇港管理組合契約規則第15条に基づき、予定価格に次の各号により算出した額とする。また、<u>工事等の難易度、規模、履行期間等を考慮して</u>最低制限価格の <u>100分の1</u> の範囲内で減ずることができるものとする。</p> <p>(1) 建設工事の場合<br/>           予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。<br/>           なお、算出に当たっては別表第1から第4に留意するものとする。<br/>           ア 直接工事費の額<br/>           イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額<br/>           ウ 現場管理費の額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額<br/>           エ 一般管理費等の額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 業務委託の場合<br/>           予定価格に次のアからキに示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p> <p>イ 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の<u>6</u>を乗じて得た額</li> </ol> <p>エ 地質調査業務（磁気探査業務を含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 直接調査費の額</li> <li>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</li> </ol> |